

受益者の皆様へ

H S B C 投信株式会社

弊社投資信託における「信用リスク集中回避のための投資制限」の
超過についてのお知らせ

弊社「H S B C チャイナ オープン」および「H S B C 中国株式ファンド（3ヶ月決算型）」のマザーファンドである下記ファンドにおいて、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第17条の2（信用リスク集中回避のための投資制限）における「株式等エクスポートヤー」が、基準比率である10%を一時的に超過しましたが、その後、調整を行った結果、当該比率の超過は解消しました。

同協会が定める「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」第19条の2（信用リスク集中回避のための投資制限を超えた場合の開示）の規定に基づき、下記の通りお知らせいたします。

記

「信用リスク集中回避のための投資制限」を超過したファンド

ファンド名	発行体等*	投資制限超過日*	投資制限超過解消日*
H S B C チャイナ マザーファンド	アリババ・グループ・ ホールディング	2019年11月26日	2019年12月3日

*銘柄名は、報道等の表記を参考にH S B C 投信が翻訳しており、発行体の公式名称やその和文訳と異なる場合があります。
超過日および超過解消日は、運用拠点ベースを含みます。

以上